

財務部 財政課の方針書

組織名	財務部 財政課
所属長名	小松 忠昭

1. 組織の使命(ありたい姿)

健全で持続可能な地域社会の実現をささえるため、継続可能な財政運営と安定した財政基盤の構築を目指します。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・施設展望を具現化するためのバックデータの提示(中期財政見通し、財産経営推進計画ローリング)
- ・事業のスクラップ(縮小・廃止)が進んでいない。
- ・類似団体や標準財政規模と比較し、普通会計予算規模が大きい。

3. 今年度の『スローガン』

- 一步一步を積み重ね、着実に前進しよう。
- 想定外が無いように、一步先を見て仕事に取り組もう。

4. 今年度の方針

- ① 持続可能な財政運営の推進
- ② 事業のビルド&スクラップの徹底
- ③ 施設展望について判断材料となるデータの作成と提示
- ④ 自主財源の確保、歳入予算と収入の乖離を意識した予算執行
- ⑤ 国県動向の迅速な把握、及び適切な対応の実施

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	持続可能な財政運営の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や普通交付税の縮減後等を考慮し、将来的な予算規模の推計を行う。 ・自主財源の確保のアイデアを庁内で共有する。歳入予算と収入の乖離が大きい事業については、次年度以降の予算編成に反映させる。債権管理委員会による目標を定めた適切な債権管理を実施する。 ・単年度予算を常に心がけ、事業の進捗管理を徹底し、事業の繰越を減らす。 ・わかりやすい予算書や市報、HP等を活用し現在の状況や将来の見通しを市民に分かりやすく伝える。
(2)	実現したい成果	事業のビルド&スクラップの徹底
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初より、次年度以降を見据えた事業のビルド&スクラップ(事業を壊して新しい事業を建てるのではなく、新しい事業を建てるために現状の事業を終了させること。)を実施する。 ・新規事業実施と事業のスクラップを1セットとして成立させるための具体策を検討する。
(3)	実現したい成果	施設展望について判断材料となるデータの作成と提示
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部門と連携し、各施設展望に応じた財政シミュレーションを作成する。 ・持続可能な財政運営を意識し、客観的な数値データの検証を行う。 ・利用可能な財源及び見通しを検討する。 ・将来的な負担やランニングコストなど、可能な情報をわかりやすく伝える取り組みを実施する。

6. 方針に対する年度上期(4月～12月)の取組状況

- ・事業のビルド&スクラップについて、令和2年度予算編成過程で反映出来た部分と、未だに対応できていない部分がある。査定の中で対応可能な部分に対応し、次年度以降についても取り組んでいきたい。
- ・施設展望の判断材料となる財政シミュレーションについては、3月議会に新市建設計画の変更の資料である財政計画に反映させるため、経営企画課と準備を進めている。
- ・12月に国より提示された地財計画を確認し、また10月以降の歳入見込みを確認の上、令和2年度当初予算の編成に反映していく。
- ・新年度予算編成に向け、各課にお願いした建設事業・単年度需要などの数値を分析・査定し、新年度予算編成に向けた準備を行っている。

7. 年度下期(1月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- ・令和2年度当初予算編成作業において、施策の重要度の判定をシーリングの傾斜配分に反映している。また、十文字小学校建設や2か所の庁舎建設、駅東口再開発などの継続事業については、昨年度以上の事業費が設定されている。他にも会計年度職員への制度変更など歳出増の要因は多い。財政規律を守り、事業のビルド&スクラップや査定により予算全般のチェックなどを行い、継続的な財政運営を行うことが出来るR2年度予算を編成する。
- ・施設展望については、3月に議会に提案する新市建設計画の変更に対応すべく、経営企画課と打ち合わせを行い、添付の財政計画に反映していく。合わせて、会計年度職員制度の実施による歳出の増や繰越金の想定など、所要の変更を行い、より現実に近と思われる将来推計を作成する。
- ・過疎債については、現段階ではみなし過疎の継続は難しいと想定されるので、動向を確認し、次年度以降の建設事業等の見通しに反映させていく。また合併特例債についても、施設展望の今後の展望により限度額に達することもほぼ確実なので、安易に建設事業の財源として設定しないよう周知していく。
- ・総合計画後期計画に基づく財政計画の策定準備等、各課等と連携し、スケジュールを確認しながら手続きの遅れの無いよう進める。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- ・普通交付税の算定替の特例はR2で終了し、R3年には通常の算定となる。また来年度末で期限を迎える過疎法においては、「みなし過疎」の継続が不透明な状況となっており、主たる一般財源である税収についても、微減の見通しとなっている。今後歳入は減っていく方向であることを庁内に徹底し、限りある財源の有効活用をすすめていく。
- ・事業のビルド&スクラップについては、R元年度より取り組み、その成果を資料として提示したが、まだ不十分である。これを単年度のものとして、継続的に実施していかなければ効果は出ないので、2年目の新たな取り組みとして、終了・見直しする事業についてその終期を明確にすることに取り組む。また、他課との取り組みの比較ができるよう、全庁的に比較が容易な資料作成、フォーマットを工夫し、合わせて新たな歳入確保の取組も庁内で共有できるようにする。
- ・新市建設計画の変更に合わせて、その財政計画として、合併特例債の見通しを提示した。今後の過疎債の見通しと合わせて、有利な起債の活用は難しくなってくるものと推測されるので、新たな財源の確保を進め、建設事業の計画的な執行を求めていく。
- ・今後見込まれる予算規模の縮小に際し、施策の重要度を予算編成に一層反映させなければならない。本年度実施した予算シーリングに対するインセンティブの実施の拡大や新たな方策を実施し、メリハリのある予算編成を進める。
- ・市の現状を理解するに当たっては、財務の知識も必要であることから、職員の知識の底上げを人材育成推進室等と図っていく。

平成31年度(令和元年度)

財務部 財産経営課の方針書

組織名	財務部 財産経営課
所属長名	佐々木 賢祐

1. 組織の使命(ありたい姿)

健全で持続可能な行政サービス提供のための財産運営

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・施設展望を具現化するためのバックデータの提示(中期財政見通し、財産経営推進計画ローリング)
- ・事業のスクラップ(縮小・廃止)が進んでいない。
- ・類似団体や標準財政規模と比較し、普通会計予算規模が大きい。

3. 今年度の『スローガン』

◎部局横断による総合的な財産運営

4. 今年度の方針

- ①横手市財産経営推進計画(FM計画)の着実な推進
- ②市有財産(普通財産)の売却による自主財源の確保と積極的な活用
- ③一筆地調査の円滑な実施

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	横手市財産経営推進計画(FM計画)の推進
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・個別施設計画及び中期計画の策定を推進する。 スケジュールの作成、建物カルテの作成、個別施設の方針の決定・庁内関係部局を横断してローリング及びサウンディング調査を実施する。 平成31年度予定事業の100%達成を目指す。・ローリング内容に関する市民及び議会との意見調整の機会を確保する。
(2)	実現したい成果	市有財産(普通財産)の売却による積極的な活用
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・遊休財産(土地・建物・物品)の売却により、積極的に自主財源の確保する。 普通財産(土地・建物)売払目標 33,000千円 不用物品売払い目標 6,000千円・FM計画に基づく建物解体を確実に推進し、売却可能な普通財産(土地)を確保する。 阿気小学校・南小学校の確実な解体、及び次年度以降に予定する物件の準備
(3)	実現したい成果	一筆地調査の円滑な実施
	取組内容	<ul style="list-style-type: none">・各地区の現地立会率100%を目指す。 増田地区 0.11 km² 557 筆 平鹿地区 0.19 km² 314 筆 大森地区 0.07 km² 112 筆 十文字地区 0.12 km² 433 筆 山内地区 0.12 km² 309 筆

6. 方針に対する年度上期(4月～12月)の取組状況

- ◆横手市財産経営推進計画(FM計画)の推進
 - ・個別施設計画策定方針については、その内容やスケジュールを組み込んだ案を作成し、7/8の政策会議にて了承された。
 - ・個別施設計画策定のため実施した劣化度調査について、施設所管課による一次調査(8～9月)、統一的な目線での判定を行う財産経営課による二次調査(10～11月)を実施した。
 - ・廃止または廃止予定施設(旧山内中・大雄ふるさとセンター2号館・植田小・睦合小)について、利活用の要望等を取りまとめ、有効活用策を検討する庁内サウンディング調査を実施したが、いずれにも提案はなかった。
 - ・個別施設計画の基礎となる施設カルテについては、各施設管理者に最終確認を依頼し、8月15日にホームページで公表した。
- ◆市有財産(普通財産)の売却による積極的な活用
 - ・床スラブの断熱材撤去のため遅れが危惧された旧阿気小学校解体工事については、12月中に解体・整地作業が完了し、精算作業と完成検査の準備に入っている。
 - ・旧南小学校跡地の売却について、秋田ふるさと農協と仮契約を締結し、12月定例会に財産の処分に関する議案の議決を得て本契約に移行した。売却金の納付後、所有権移転登記を行う。
 - ・市有財産の売り払いについては、12月末現在で土地が62,263千円(188.7%)、不用品物が3,214千円(53.6%)となっている。
- ◆一筆地調査の円滑な実施
 - ・地籍調査事業については、5月から6月にかけて今年度の実施地区の土地所有者(管理者)に対して説明会を開催した。
 - ・大森地区(112/112 100%)は6月上旬、山内地区(309/309 100%)、平鹿地区(314/314 100%)は6月下旬までに一筆地調査(現地立会)を実施し、全筆について境界を確認している。また、増田地区は98%で十文字地区も100%の立会となり全体としては99.36%の立会率であった。

7. 年度下期(1月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- ◆横手市財産経営推進計画(FM計画)の推進
 - ・劣化度調査の結果を基に個別施設計画の素案を作成することになるが、施設改修の優先順位や素案について、庁内ワーキンググループを編成して進める。(FM計画策定時はプロジェクトチームによる検討を行った経緯がある。)
 - ・個別施設計画の素案作成後、市民説明会、パブリックコメントを実施するため、その準備も進める。
 - ・普通建設事業について、来年度予算算定時に財政課とともにヒアリングし、FM計画のローリングを実施する。
- ◆市有財産(普通財産)の売却による積極的な活用
 - ・不用品物の積極的な公売を進めるため各課等への聞き取りを行うなど、不用品物の掘り起こしを行う。1月15日には第4回目のヤフー公売による一般競争入札を実施する。
- ◆一筆地調査の円滑な実施
 - ・立会率が全体で97.40%となっていることから、所有者(管理者)への連絡、日程調整を行いながら、現地立会率の100%を目指す。
 - ・来年2月頃に予定している仮閲覧に向けて作業を進める。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- ◆横手市財産経営推進計画(FM計画)の推進
 - 【取組みの結果と成果】
 - ・個別施設計画については、劣化度調査と庁内ワーキンググループでの協議から優先順位付けのルール作りに一定の方向性を得たところである。今後、これを精査し、改修事業費の算定を経て計画の策定を推進していく。
 - ・施設カルテについては、各施設の現状を見える化でき、FM計画推進に寄与できたと考える。今後、年度別の事業費等を順次追加して更新していくほか、個別施設計画における各施設のデータとしても活用していく。
 - 【次年度に向けた課題】
 - ・経営企画課より、行財政改革推進委員会の案件として個別施設計画を諮ってはどうかとの提案を受けている。大型公共施設再編のブランドデザインと並行して個別施設計画を協議できるか、またどのように諮問するか等の検討が必要である。
- ◆市有財産(普通財産)の売却による積極的な活用
 - 【次年度に向けた課題】
 - ・FM計画に基づいた施設の廃止・解体が進み、未利用土地が急激に増加している。それらに市有財産公売を行うためには測量や登記など、時間と費用が多大にかかる手続きが多く、そのスピードに追いついていない状況である。
 - ・また、廃止施設は大概が市の特定用途制限地域上「田園居住(保全)型」に所在しており、その跡地への店舗や事務所、工場の建設に制限を受ける。またR2年度からデベロッパーによる宅地開発もできなくなるため、売却が難しい状況である。
 - ・不用品物売払いについては、ヤフー公売による一般競争入札が2020年度末で終了することが決定されている。新たな公売方法の検討が必要がある。
 - ・HPで公開している公売物件については、最低落札価格の見直しなどを実施し売却できるように努める。
- ◆一筆地調査の円滑な実施
 - 【次年度に向けた課題】
 - ・所有者不明土地については全国的な問題となっており、法務省でも取り扱いについて協議をおこなっている状況である。今後、所有者不明土地の処理は県・法務局等関係機関と協議しながら適切に対応する。

財務部 税務課の方針書

組織名	財務部 税務課
所属長名	佐藤 耕樹

1. 組織の使命(ありたい姿)

適正で正確な税務行政と業務の効率化を推進します

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・施設展望を具現化するためのバックデータの提示(中期財政見通し、財産経営推進計画ローリング)
- ・事業のスクラップ(縮小・廃止)が進んでいない。
- ・類似団体や標準財政規模と比較し、普通会計予算規模が大きい。

3. 今年度の『スローガン』

◎お客様の目線で「ありがとう」と言われる対応を心がけよう

4. 今年度の方針

- ①公平公正な課税の推進
- ②将来を見据えた申告相談体制の検討
- ③申告相談職員の育成
- ④業務能力の向上と効率化の推進
- ⑤相続登記誘導による適正課税の推進

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	公平公正な課税の推進
	取組内容	・個人及び法人の未申告の解消(目標解消率 個人市民税77% 法人市民税50%) ・保険税(料)の転入被保険者の前住所地への所得照会100%実施及び簡易申告書による所得把握の実施 ・相続人へのスムーズな課税(相続登記異動割合33%以上、相続人代表指定届提出割合82%以上、重複排除後の合計93%以上を目指す)
(2)	実現したい成果	申告相談実施体制の確保
	取組内容	・申告相談業務経験のある職員の応援体制の確保 ・申告相談業務経験年数の浅い職員へのより実践的な研修の実施 ・持続可能な申告相談体制構築のための現状把握、分析及び将来を見据えた体制の検討
(3)	実現したい成果	人材育成と業務の効率化
	取組内容	・経験年数の浅い職員の外部研修への積極的参加、資産税係内研修の実施 ・RPAの導入や既存ソフトの機能を最大限に活用した業務の効率化による労働時間の削減 ・わかりやすい業務マニュアルの作成

6. 方針に対する年度上期(4月～12月)の取組状況

今年度の課税状況については、

- ・5/9固定資産税
 - ・5/9個人住民税特別徴収
 - ・5/9軽自動車税
 - ・6/12個人住民税普通徴収
 - ・7/12国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
- の納税通知書をそれぞれ発送している。

(1) 公平公正な課税の推進

・個人市民税は5月、8月に未申告者呼出しを行い、未申告者の解消に努めた。(9/30時点で未申告解消率74.1%)

10～11月に通知、電話で随時申告を呼び掛け、未申告減少を推進した。

・法人市民税については、過去5年間の未申告法人について、現年分・過年分の振り分け、中でも無届での休業・閉鎖等により申告が不要な法人の調査を行い、申告が必要な法人の洗い出しを行った。

その結果、9/30時点で未申告法人が87法人 申告不要法人 46法人 申告が必要な法人数41法人

10月中に未申告法人に通知を出し、12月までさらに未申告解消に努めた。

・保険料(税)に関しては、転入被保険者には前住所地へ所得照会を行い、未申告で回答があった場合には簡易申告書で所得把握を行っている。

・固定資産税の納税義務者が亡くなったときは、「相続人代表指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行っている。(9/30時点で相続登記異動割合 12.3%、相続人代表指定届提出割合 62.7%、重複排除後の合計64.6%)

(2) 申告相談実施体制の確保

申告相談職員を確保し、ミスのない課税をするため、各種研修会を実施している。

・6/28新任税務担当者研修(税務署主催)

・住民税等に係る勉強会(地域局市民サービス課対象)

1回目 8月6日(火)～8月7日(水) 2回目 8月8日(木)～8月9日(金)

・申告相談に向けたマンツーマン講習

7月4日～1月17日 1回1～2時間程度 3名受講中

・今年度からの組織再編により、財務部・地域局職員だけの申告相談は困難であるため、全庁体制で申告相談職員を確保することとする。まちづくり推進部、市民福祉部と調整し、今年度の申告職員を確保することができた。

12月17日～12月26日まで申告職員対象に冬季研修会を開催

(3) 人材育成と業務の効率化

・特に資産税係は平均経験年数1.1年という経験が浅い職員が集まっているため、個々に積極的に研修等に参加してもらい、専門知識の向上を図っている。7月～8月にかけて集中的に土地評価、家屋評価、償却資産などの専門研修に参加してもらった。

・RPA導入については、昨年度2業務について実証実験を行い、本格導入している。これらの業務に加え、さらに追加の業務について導入の準備を進めている。

7. 年度下期(1月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1) 公平公正な課税の推進

・固定資産税の納税義務者が亡くなられた後の登記異動、相続人代表指定届提出については前年より減っている状況である。

今後は未提出者に対して再度勧奨を行い、相続登記異動を推進していく。

(2) 申告相談実施体制の確保

・昨年まで申告に協力していただいた国保市民課や生活環境課、その他経験者が多い地域づくり支援課などから相談職員の確保が可能となった。

2月7日からの申告相談に向け、直前練習会を開催し、出来るだけミスのない申告相談を実施する。

・今後の人員減少に対応するため、会場数を減少させることが可能かどうかの検討を行っていく。

(3) 人材育成と業務の効率化

・RPA導入については、新規案件として、土地改良に伴う土地閉鎖入力を行う予定であるが、R2.2月頃から実証実験を行い、その削減時間を検証していく予定としている。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1) 公平公正な課税の推進

・数値目標として掲げていた個人市民税の未申告解消率は目標77%に対して12月末で78.2%、法人市民税は目標50%に対して50.0%と、共に目標数値はクリアしている。

・国保、介護、後期高齢者に関して、有資格者の前住所地への所得照会を確実にし、所得把握に努めてきた。

未申告の解消は、市民税額の影響、国保税等の軽減判定や税額(料)への影響など課税の公平性を保つために大変重要な要素となるため、今後も解消率向上を目指し推進していく必要がある。

・相続登記異動、あるいは相続代表人指定届提出の割合は3月時点で、目標93%に対して84.6%と目標値には届かなかった。所有者不明土地は全国的な問題となっており、税法の改正により所有者情報の把握を円滑化しようと取り組みも動き始めている。

今後も所有者情報の把握に努め、相続登記異動を推進していきたい。

(2) 申告相談実施体制の確保

・今年度は組織再編の影響により、部と地域局で行ってきた申告体制を経験者を中心とした全庁体制に改めた。これにより人員確保が可能となり、2/7～3/16までの申告相談を実施することができた。

今後、更なる職員減員による相談職員の減少が予想される。将来は現在のように各地域での同時開催による申告相談体制が困難になってくると考えられるため、同時に開いている会場数を縮小していくことを検討せざるを得ないと考えられる。

申告時の混雑を緩和するため、申告者の意識をe-Taxなどを利用した自主申告、申告不要者への事前通知など、より効率的な申告体制を目指していく。

(3) 人材育成と業務の効率化

・RPAについては、遊休農地課税軽減のコード入力、土地改良事業に伴う土地閉鎖・新設入力について、2月から行っている。これにより手入力よりも70%以上入力時間が削減できる見込となっている。

今後は、区画整理事業に伴う換地処分のRPAやeLTAXとADWORLDの連携などについても検討を行い、業務の効率化を図っていく。

財務部 収納課の方針書

組織名	財務部 収納課
所属長名	木村 任弘

1. 組織の使命(ありたい姿)

税負担の公正性を行動の基本とし、歳入確保と市民生活の向上を支えます。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・施設展望を具現化するためのバックデータの提示(中期財政見通し、財産経営推進計画ローリング)
- ・事業のスクラップ(縮小・廃止)が進んでいない。
- ・類似団体や標準財政規模と比較し、普通会計予算規模が大きい。

3. 今年度の『スローガン』

チームの力を信じ、自分を磨き上げよう

4. 今年度の方針

- ・納税貯蓄組合の取り組みや情報発信ツールを活用し、納税意識の醸成を促す。
- ・地域局での納税相談を滞納整理業務につなげるための研修・協議機会を充実する。
- ・チームで滞納整理にあたり、気づき合いながら効率的な業務を推進する。
- ・債権管理推進委員会事務局として全庁での債権縮減を推進する。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	納税に関する情報に触れることが増え、収納率の維持・向上が期待される
	取組内容	・市報・かまくらFM といったツールを活用し、納期のお知らせや中学生の税についての作文優秀作品を紹介する。 ・租税教育推進協議会・横手税務署の行う小中学生を対象とした活動に参画し、納税に対する情報発信を行う。
(2)	実現したい成果	滞納整理の起点である相談業務を本庁・地域局ともにレベルアップし、着実な成果がある
	取組内容	・滞納整理は地域局職員の協力も不可欠であり、互いの情報を共有し協力体制を強化する。 ・職員のスキルアップのため、外部研修を受講し、滞納整理のエキスパートを目指す。 ・収納係ではチーム体制を維持し、収納管理業務の多重化と窓口業務の負担軽減で業務の連続性を確保する。
(3)	実現したい成果	市職員の債権に対する認識が統一され、債権の縮減が進む
	取組内容	・債権管理推進委員会において債権縮減に向けた全庁での方針の決定を行う。 ・個別の債権管理状況を把握し、縮減目標を設定できる。 ・収納課職員や実績のある有識者のスキルを担当職員に習得させる機会を提供する。

6. 方針に対する年度上期(4月～12月)の取組状況

- (1) 市ホームページにH30優秀作文を掲載し、納税貯蓄組合連合会の活動も掲載した。R1優秀作品3篇も掲載した。
中学生の税についての作文募集事業に市内6中学校より211編の応募があり、東北地区納税貯蓄組合連合会会長賞1篇、横手税務署長賞2編、横手市納税貯蓄組合連合会会長賞9編の受賞となった。
東北地区納税貯蓄組合連合会会長賞受賞作品は、本人の朗読をかまくらFMで11月15日～30日に放送した。
租税教室講師 1回(清陵中 7/11)今後、1月中に醍醐小学校、十文字第一小学校で実施する。
- (2) 収納課職員の外部研修受講 13件延べ15名受講
地域局市民サービス課との職員交流事業を実施している。雄物川・十文字市民サービス課との職員交流を実施し、1月末まで各地域局との交流を実施する予定である。
- (3) 第1回債権管理推進委員会、担当者レベルの「納付方法の多様化検討会」を2回開催
第2回委員会において特定債権15件を指定し、所管課のヒアリングを実施した。併せてコンサルによるヒアリングを実施し、回収困難債権の対応方針を決定した。
職員向け研修会(外部講師) 3回 うちコンサルによる講習2回

7. 年度下期(1月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1) 横手税務署と連携して中学生の税についての作文集を発行する予定であり、納税意識の向上のためのツールとして納税貯蓄組合の他、広く市民に対して活用できないか探る。
- (2) 市民サービス課との交流事業での成果と課題を明らかにし、来年度以降の検討材料となるよう評価記録を作成する。
- (3) 2月に開催予定の債権管理推進委員会では、今年の成果を踏まえた来年度の目標について全体像を示すこととしている。
債権の管理方針が明確に定まっていない債権所管課には、来年度の特定債権候補として予め協議を持ちかけるなどの積極的な対応が必要と考える。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1) 税の作文集は単位納税貯蓄組合のほか、市立図書館へも配布した。配布に合わせ、単位納税貯蓄組合での研修会等に活用する旨伝えた。
- (2) 地域局との交流については、実施する意義や目的が曖昧であったため、実績として評価できるものが少なかった。次年度以降も継続する必要性を強く感じており、管理職間の連携を密にしながら職員研修として取り組みやすい環境づくりを行う。
- (3) 債権管理推進委員会での統一的な債権管理については、今年度特定債権として取り上げた債権については一定の方針を決めることができた。
 - ・債権所管課とのヒアリングで担当者の声や考え方を聞き出したことと、逆に担当者が抱えていた悩みを打ち明けてもらったことは全庁での取り組みという方針があったからこそ可能になったと考える。
 - ・来年度以降も収納課が債権管理のリーダーシップを取れるよう、職員のスキルアップと滞納者情報の共有といった課題に取り組む。また、債権管理条例の見直しも視野に、回収困難債権の類型を整理し、滞納者の生活再建も検討する。
 - ・コンビニ納付の費用対効果についてはなお検討を要するが、市民の利便性をどのように評価するか他市の事例等で研究する。

平成31年度(令和元年度)

財務部 契約検査課の方針書

組織名	財務部 契約検査課
所属長名	木村 互

1. 組織の使命(ありたい姿)

- ・透明性、公平性、競争性が確保された入札契約制度の確立と適正な事務執行を図る。
- ・公共工事等の品質確保に努め、地域経済の活性化に寄与する。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・施設展望を具現化するためのバックデータの提示(中期財政見通し、財産経営推進計画ローリング)
- ・事業のスクラップ(縮小・廃止)が進んでいない。
- ・類似団体や標準財政規模と比較し、普通会計予算規模が大きい。

3. 今年度の『スローガン』

事務の確実さ正確さと合わせ、新しい一步を踏み出そう

4. 今年度の方針

- ・H31・32入札参加資格登録及び発注標準見直しの検証
- ・平成30年度策定の発注関係指針等の周知普及
- ・入札不調に係る情報共有と庁内連携
- ・検査方法等の見直し

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	公平かつ公正な入札事務の執行
	取組内容	・建設工事等発注予定の公表方法の検証 ・発注関係書類のチェックの周知徹底 ・入札参加資格の適正管理と運用
(2)	実現したい成果	適正で効率的な契約事務の執行
	取組内容	・長期継続契約の拡充による事務の適正化と効率化 ・プロポーザル方式実施基準に基づく適正な事務執行
(3)	実現したい成果	公共工事等の品質の維持向上
	取組内容	・工事発注等に不慣れな課や受注業者に対するフォローアップの実施 ・これまでの検査体制の見直し試行 ・検査方法の見直しの検討

6. 方針に対する年度上期(4月～12月)の取組状況

- (1) 公平かつ公正な入札事務の執行
- ①建設工事等発注予定の公表方法の検証
- ・市の要綱に基づき、4月上旬及び10月1日に市HPで公表。今年度も国・県発注の災害関連工事の件数が多く見込まれたため、市建設業協会に対してお客格付について情報提供
- ②発注関係書類のチェックの周知徹底
- ・発注関係書類の記載誤り等を減らすため、4/1から契約締結請求書(工事/設計コンサルタント業務を除く。)へのチェックシート添付を義務化…4月～12月不備等指摘件数27件
 - ・契約後に、委託業務内容が受注者に正確に伝わっていない事案が発生したため、再発防止策を作成し、全庁周知(6/24)
- ③入札参加資格の適正管理と運用
- ・4/1より令和1・2(平成31・32)年度入札参加資格登録名簿に基づき発注。発注工種に疑義がある場合は県の担当者に確認する等、適正な運用を行っている。(随時登録、指名停止措置を含む。)
- (2) 適正で効率的な契約事務の執行
- ①長期継続契約の拡充による事務の適正化と効率化
- ・委託期間開始が4～9月の新規契約件数8件、10月1日の新規1件、更新4件…計13件
- ②プロポーザル方式実施基準に基づく適正な事務執行
- ・4～12月は、プロポーザル方式の実績2件…ファシリテーター役を務め、円滑・適正な事務執行
- (3) 公共工事等の品質の維持向上
- ①建設工事等に不慣れな課や受注業者に対するフォローアップの実施
- ・H30工事成績評定69点以下の事業者4者を直接訪問し、4/17、23に事後フォローを実施(1者は不在のため郵送にて)
 - ・以前、低評価を受けたことのある今年度請負業者や工事に不慣れな発注課に対する事前フォローは、4～12月は3件実施
- ②これまでの検査体制の見直し試行
- ・事業課との協力体制による検査について、10月に建設部及び上下水道部と協議した結果、検査業務繁忙期は発注課においても同様の状況であり、協力体制は困難との意見が多くを占めたことを踏まえ、検査体制の見直し試行は見送ることとした。
- ③検査方法の見直しの検討
- ・秋田県の検査方法を参考に検査方法を見直し、6/1から新しい方法による工事検査を実施

7. 年度下期(1月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1) 公平かつ公正な入札事務の執行
- ①上半期、下半期の発注予定表公表のほか、必要に応じた情報提供
- ②発注関係書類のチェックの継続実施及びその他課題等の確認・検証
- ③適正な制度運用による発注ミス等の未然防止。4月から運用の発注標準の検証及び必要に応じた見直し。
- (2) 適正で効率的な契約事務の執行
- ①R2年度に向けての長期継続契約の周知及び新規契約に向けての関係課との調整
- ②1月以降、プロポーザル方式1件を予定。引き続き実施基準に基づく適正な事務処理と検証
- (3) 公共工事等の品質の維持向上
- ①必要に応じた事前フォロー等支援の継続実施
- ②緊急時の検査体制について、今後、検査業務経験職員や再任用職員を含む技術系職員OB等に協力を仰ぐ仕組みを検討・構築したい。
- ③6/1から見直し実施している検査方法による継続実施と検証

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1) 公平かつ公正な入札事務の執行
- ①市要綱に基づく上半期・下半期の発注予定公表のほか、年度当初に建設業協会への対象格付けの情報提供を行った。今後も状況に応じた必要な情報を柔軟に提供していきたい。
- ②発注関係書類の記載誤り等抑止のため導入したチェックシート添付義務化後も、未添付や誤記載が散見され、一層の周知徹底を図るとともに、より効果的なチェック方法も検討する必要がある。【参考】チェックシート不備指摘件数:28件
発注内容を正確に伝えるため義務化した「仕様書」添付については、再発防止策として一定の効果があったものとする。
- ③発注工種に疑義が生じた事案に係る県担当者への確認、選定基準に基づいた発注工種等の判断等、入札参加資格の適正な管理・運用を行うことができた。引き続き発注時の確認の徹底を図るとともに、来年度はR3・4入札参加資格登録事務があることから、より一層の適正な事務執行に努める。
- (2) 適正で効率的な契約事務の執行
- ①年度末、年度始めに集中する各課の契約事務の負担軽減のため、長期継続契約制度の更なる周知と新規契約に向けた関係課との調整を図りながら取り組みを推進していく。
【参考】導入実績…R1:13件、H30:19件 ※R2導入予定件数:新規5件、更新8件)
- ②発注課のプロポーザル審査会に当課職員がアドバイザー的な役割として立ち会った。プロポーザル方式実施基準により、審査内容や評価基準が明確になり、適正な事務執行に繋がった。今後、より適正な審査を進めるための検証を行い、必要な見直しを行っていく。
【参考】プロポーザル方式による審査件数…R1:3件、H30:11件)
- (3) 公共工事等の品質の維持向上
- ①過去に低評価を受けた業者に対し、施工プロセスや施工体制等の指導を徹底した結果、改善の傾向がみられたが、2月末時点で1件が低評価となっていることから、引き続きフォローアップ等の支援を実施していく。(69点以下の低評価工事 R1:1件、H30:5件)
- ②緊急時の検査体制について、引き続き協力を仰ぐ仕組みを検討・構築していくが、まずは課内で対応できるよう体制を整えることが重要である。
- ③6/1から見直し実施している検査方法見直しについては、受検者、市双方の省力・効率化、事務ミス軽減に繋がり、十分な効果があったものと認識している。今後、検証と必要な見直しを行いながら継続実施していく。